秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例

（平成28年３月18日
秋田市条例第８号）

（趣旨）

第１条　この条例は、秋田市情報公開・個人情報保護審査会の設置および組織ならびに調査審議の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第２条　次に掲げる事務を行うため、秋田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 秋田市情報公開条例（平成９年秋田市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）第17条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(3) 秋田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年秋田市条例第47号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(4) 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年秋田市条例第32号）第９条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

２　審査会は、前項各号に規定する事務のほか、情報公開制度および個人情報保護制度の運営に関する重要な事項についての調査審議を行い、実施機関に意見を述べることができる。

（組織）

第３条　審査会は、委員６人以内をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

２　委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

ただし、再任は妨げない。

３　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（審査会の調査権限）

第５条　審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第17条、個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項又は議会個人情報保護条例第46条第１項の規定により諮問をした実施機関又は議会（以下この条において「諮問庁」という。）に対し、情報公開条例第11条各項の決定（第３項において「公文書の開示決定等」という。）に係る公文書又は個人情報保護法第82条各項の決定、個人情報保護法第93条各項の決定もしくは個人情報保護法第101条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第25条各項の決定、議会個人情報保護条例第35条各項の決定もしくは議会個人情報保護条例第42条各項の決定（第３項においてこれらの決定を「保有個人情報の開示決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

２　諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書の開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容又は保有個人情報の開示決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

４　第１項および前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第６条　審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第７条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第８条　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第５条第１項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させ、同条第４項の規定による調査をさせ、又は第６条第１項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第９条　審査会は、第５条第３項もしくは第４項もしくは第７条の規定による意見書もしくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第２項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第３項において準用する同法第74条もしくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面もしくは資料の提出があったときは、これらの意見書、資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

２　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により

表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

３　審査会は、第１項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

４　審査会は、第２項の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第10条　審査会の行う情報公開条例第17条、個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項および議会個人情報保護条例第46条第１項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第11条　審査会は、情報公開条例第17条又は議会個人情報保護条例第46条第１項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（他の制度との調整）

第12条　個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続については、第５条第４項、第６条、第７条、第８条（同項および第６条第１項本文の規定に係る部分に限る。）ならびに第９条第２項、第３項（同条第２項の規定に係る部分に限る。）および第４項の規定にかかわらず、個人情報保護法および行政不服審査法の定めるところによる。

（委任）

第13条　この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則　抄

（施行期日）

1　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、附則第４項の規定による改正前の情報公開条例第20条第１項の規定による秋田市情報公開審査会又は附則第５項の規定による改正前の個人情報保護条例第39条第１項の規定による秋田市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、それぞれ、施行日に、第４条第１項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　施行日前において、旧審査会がした処分、手続その他の行為又は旧審査会に対してなされた請求その他の行為は、施行日以後においては、審査会がした処分、手続その他の行為又は審査会に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附　則　抄

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。